



ドメスティック・バイオレンス(DV)

～ひとりで悩まないで～

主に、夫や元夫、恋人や以前つきあっていた恋人、同棲相手など親密な関係にある男性から、女性に対してふるわれる暴力や暴言をドメスティック・バイオレンスといいます。

2007年度の内閣府統計によれば、全国の配偶者暴力相談支援センターに被害者本人がDVについて相談した件数は62,078件に及んでいます。横須賀市では、2001年に女性の相談窓口を設けてから毎年1,000件を超えるDVに関する相談を受けてきました。相談の内容は「夫から殴る、蹴るなどの暴力を受ける」「出て行けといわれる」「言うことを聞かないと暴力すると脅かされる」などさまざまです。身近な男性から繰り返される暴力は、本人の自信をなくさせ、生きていく力そのものを奪っていきます。暴力は人権侵害であり、犯罪行為です。

2007年度に改正された「児童虐待の防止等に関する法律」において、心理的虐待の定義にDVも加えられ、DVが子どもにも深刻な被害を与えることが明記されました。

2008年4月にはこの法律の改正を受けて、人権・男女共同参画課にあったDV相談窓口を、子育て支援の拠点として新設された「はぐくみかん」の総合相談窓口の中に位置付けました。

「はぐくみかん」は、総合相談窓口、療育相談センター、児童相談所が同じ建物内にある、相談への総合的、一体的対応を目的として開設された施設です。これにより、同伴児童を伴うDV相談などに対して、子育て支援関係機関との連携がスムーズになりました。また、関係機関からの紹介も多くなっています。その反面、「子どもがいらない女性の相談がしにくいのでは」という指摘もあります。高齢者や子どもがいらない女性の相談も少なくはありません。身近なところでお悩みの方がいるときには、ごども青少年支援課の相談窓口をご紹介いただきたいと思います。

DV相談窓専用電話：822-8307
*月～金曜日（祝祭日は除く）10:00～16:00
～ひとりで悩まないで相談ください～

こんなときは どうしたらいいの？

Q1 市役所に知人がいます。相談したことを知られたくないのですが。

A1 相談は可能な限り個別の面談室で行います。相談を受けたことやその内容については、相談者の同意がない限り外部に提供することはありません。

Q2 男性からのDV相談にも対応してもらえますか。

A2 横須賀市では男性からのDV相談には対応していません。神奈川県男性被害者相談が対応窓口になります。そちらをご案内します。

*男性被害者相談（要予約）
毎月第2・4日曜13時～16時30分
電話045-1313-10745

Q3 夫は殴る、蹴るなどしませんが、私にひどいことを言います。携帯電話をチェックしたり、実家の両親や友達にも会うなど言ったりします。これもDVなのでしょうか。

A3 直接身体への暴力がなくても、暴言を吐く、携帯電話をチェックする、両親や友人に会うなど行動を制限することなど、これらは暴力でありDVです。

「はぐくみかん」は、総合相談窓口、療育相談センター、児童相談所が同じ建物内にある、相談への総合的、一体的対応を目的として開設された施設です。これにより、同伴児童を伴うDV相談などに対して、子育て支援関係機関との連携がスムーズになりました。また、関係機関からの紹介も多くなっています。その反面、「子どもがいらない女性の相談がしにくいのでは」という指摘もあります。高齢者や子どもがいらない女性の相談も少なくはありません。身近なところでお悩みの方がいるときには、ごども青少年支援課の相談窓口をご紹介いただきたいと思います。

Q4 結婚はしていませんが、付き合いが長い彼からの暴力もDVでしょうか。

A4 恋人や内縁の夫からの暴力もDVにあたります。

Q5 殴られたり、蹴られたりして身の危険を感じています。どうしたらいいでしょうか。

A5 身の危険を感じたら、その場を離れ、安全を確保することが先決です。警察に通報して支援を求めてください。警察へ事前に相談しておくことをお勧めします。

Q6 性行為を強要されます。避妊をしてくれませんが、嫌だけれども、断ると怖いのです。

A6 望まない性行為や避妊に協力しないことは暴力です。

Q7 離婚をしたいのですが、DVを受けている場合、話し合っただけで離婚すること（協議離婚）は難しいと予想されます。夫と対面せずに離婚の話を進められる調停離婚の方法がありますか。

A7 DVを受けている場合、話し合っただけで離婚すること（協議離婚）は難しいと予想されます。夫と対面せずに離婚の話を進められる調停離婚の方法があります。

Q1 予約は必要ですか。

相談を待つ必要はありません。

横須賀市では「デートDV」にも取り組んでいます

デートDVは、つき合っている若者の間で起こるDVのことを言います。

デートDVは、けんかではなく、相手を暴力でコントロールすることです。

2006年の内閣府の調査によれば、10代から20代でデートDVの被害にあっている女性は13.5%で、男性は5.2%です。20代に限定してみると女性22.8%で4～5人に1人、男性は10.8%で9人に1人となっています。親しくなれば相手を拘束したりしてもいいと思っはいませんか？暴力が愛情の表現だと思ったりしていませんか？暴力や暴言、携帯電話をチェックされたり、自分がしたくないのにセックスしなければならぬことなどありませんか？気が付かないうちにDVにながっていきます。

横須賀市では平成18年度からこのようなデートDVを防ぐために、中・高校生を対象とした暴力防止講演会を行っています。

暴力防止講演会では異性を正しく理解し、望ましい関係づくりや付き合いのマナー・ルールについて勉強します。自分や友達がDVを受けていないか、もし受けていたとしたらどのようにしたらいいのか、誰に相談したらいいのかなどを分かりやすく一緒に考える機会となります。

受講者からは「そんなことあまりないと思っていただけ、結構たくさん被害を受けている人がいるんだと思った」「DVは怖いと思った」「はっきり自分の気持ちを伝えることが大切だと思った」「友達がDVを受けたら助けてあげたいし、自分が受けたらすぐに相談したいと思った」「聞いてよかった」などの感想をいただいています。

今後も継続的に啓発活動として暴力防止講演会を実施していきます。

横須賀市の1年間の相談件数

*婦人相談員が受けた相談件数

年度		来庁による相談	電話相談	合計
19年度	実人員 (人)	357	747	1,104
	相談延べ件数 (件)	721	966	1,687
20年度 (4~12月)	実人員 (人)	247	476	723
	相談延べ件数 (件)	595	678	1,273